

# いじめ防止基本方針

## 高知県立須崎高等学校全日制

### はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、国及び高知県の基本的な方針に基づき、生徒の尊厳を保持する目的の下、地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を総合的かつ効果的に推進するために本基本方針を策定するものである。

### 第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

### 第2 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第二条に定義されているように、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って判断する。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「高知県立須崎高等学校生徒サポート委員会」を活用して組織的に行う。

### 第3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行なわれたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 第4 「高知県立須崎高等学校生徒サポート委員会」

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、当該組織がいじめであるかどうかの判断を行い、組織と

して対応する。

#### 1) 生徒サポート委員会の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画を作成・実行・検証・修正する。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 重大事態が発生した時には、その調査等を行う母体とする。
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童生徒用、保護者用等）を作成・検証・修正する。
- いじめに関する校内研修を企画・検討する。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。

#### 2) 組織の構成員

- 主な委員は、校長、副校長、教頭、保健環境部長、養護教諭、教育相談係、生徒指導主事とする。また、当該事案の性質に応じて、関係の深い教職員、スクールカウンセラーなどの専門家を加え適切に対応する。

### 第5 いじめ防止のための取組

学校はいじめ防止のために、生徒サポート委員会を中心に、情報の収集等に努めるとともに、教育活動を通じて以下のように努める。

#### 1) 学校づくり・授業づくり

- すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

#### 2) 集団づくり

- 人権感覚を向上させ、他者を認め合う人間関係・学校風土を生徒自らが作りだせるよう支援する。
- 学校行事等を通じて、生徒自らが人と関わることの喜び、自己の役割の大切さに気づくことができるよう支援する。
- いじめの加害者、傍観者を容認しない。

#### 3) 教職員の資質能力の向上

- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- 教職員は、積極的に研修に参加する等を通じて自身の人権意識を向上させるとともに、生徒の人権意識を向上させるためのスキルを身につける。

## 第6 いじめの早期発見、早期対応等

### 1) いじめの早期発見等

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。(教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケート等の実施)
- 悩みを抱えた生徒が相談できるよう、教員は普段から生徒との対話に努めるとともに、教育相談の体制を整える。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

### 2) いじめの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任を持つ。

## 第7 P T Aや地域の関係団体等と連携について

P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を設けるなど、家庭、地域と連携した対策を推進する。そのため、学校は、開かれた学校づくり委員会やP T A活動を通じて、その対策を周知するとともに、いじめ問題の取組に対して検証する。

## 第8 重大事態への対処

### 1) 重大事態の発生と調査

学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、また、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあるときをいう。

### 2) 情報提供

学校は調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### 3) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。